



平成23年9月26日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」について

平成23年8月29日から9月7日にかけての台風12号とこれから変わった温帯低気圧により、三重県、奈良県、和歌山県を始め全国各地に甚大な被害がもたらされました。

このため、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」に基づき、当該災害を「激甚災害」として指定し、併せて当該災害に適用すべき措置を指定する政令が、9月20日の閣議において以下のとおり決定しました。

I 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

公共土木施設、社会福祉施設、公立学校施設等の災害復旧事業等について、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（以下「負担法」という。）等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（公共土木施設の過去5年間の補助率かさ上げ実績 69%→82%）。

(2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

農地、農道や水路などの農業用施設及び林道の災害復旧事業等について、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（以下「暫定法」という。）等に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（農地の過去5年間の補助率かさ上げ実績 83%→92%）。

(3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

農業協同組合、森林組合等が所有する倉庫、加工施設、共同作業場等の共同利用施設の災害復旧事業について、暫定法に基づく通常の国庫補助をかさ上げします（一般災害20%→最高90%）。

(4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助

公立社会教育施設（公民館、体育館等）に係る災害復旧事業について、その2/3を補助します。

(5) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助

私立学校施設災害復旧事業について、その1/2を補助します。

(6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例

市町村が行う感染症予防事業(消毒等)に要する費用の支弁について、都道府県が全額を負担し、国がその2/3を負担します。

(7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

公共土木施設、公立学校施設、農地、農業用施設及び林道に係る災害復旧事業について、負担法、暫定法等の適用を受けない小災害の復旧事業費に充てるため発行が許可された地方債に係る元利償還金を基準財政需要額に算入します。

Ⅱ 激甚災害(局激)の指定と適用措置

くまのし 三重県熊野市、みなみむろぐんきほうちょう 三重県南牟婁郡紀宝町及びよしのぐんとつかわむら 奈良県吉野郡十津川村の区域を対象として、次の措置が適用されます。

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引下げの特例措置を行います。

(2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できます。

Ⅲ 日程

9月20日(火) 閣議

9月26日(月) 公布



平成23年10月7日
内閣府（防災担当）

「平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令」について

平成23年9月26日に公布・施行された台風12号に係る激甚災害指定の政令について、10月4日、その一部を改正する政令が閣議決定されました。

この改正は、上記の激甚災害指定について、中小企業信用保険法に基づく災害関係保証の特例等の措置を適用する区域を追加するものです。

I 政令改正の概要

本改正は、次の市町村の区域において、激甚災害指定基準（局激）を満たすことが明らかとなったため、中小企業信用保険法による災害関係保証の特例措置及び小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例措置を適用する区域を追加するものです。

よしのぐんてんかわむら たなべし しんぐうし ひだかぐんひだかがわちょう
奈良県吉野郡天川村、和歌山県田辺市、和歌山県新宮市、和歌山県日高郡日高川町、
ひがしむろぐんなちかつうらちょう ひがしむろぐんこざがわちょう
和歌山県東牟婁郡那智勝浦町、和歌山県東牟婁郡古座川町

【局激指定基準】

$$\text{市町村内の中小企業関係被害額 (1千万円以上)} > \text{当該市町村の中小企業所得推定額} \times 10\%$$

(ただし、これに該当する市町村ごとの当該被害額を合算した額が概ね5千万円未満である場合を除く。)

II 適用される措置の概要

1. 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）
事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引上げ及び保険料率の引上げの特例措置を行います。
2. 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例（激甚災害法第13条）
小規模企業者等設備導入資金助成法に基づく設備導入資金の既往貸付金に係る償還期間が2年を超えない範囲で延長できます。

Ⅲ 日程

10月4日(火) 閣議

10月7日(金) 公布

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案		現行					
<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<p>次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="863 226 1043 651"> <p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p> </td> <td data-bbox="624 658 1043 1115"> <p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p> </td> </tr> </table>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="863 1167 1043 1592"> <p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p> </td> <td data-bbox="624 1599 1043 2067"> <p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p> </td> </tr> </table>	<p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>
<p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>						
<p>激甚災害</p> <p>平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害</p>	<p>適用すべき措置</p> <p>法第三条から第六条まで、第十四条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町並びに奈良県吉野郡十津川村の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置</p>						
<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。</p>	<p>備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。</p>						



平成24年3月7日
内閣府（防災担当）

「東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令」について

東日本大震災、新潟・福島豪雨による災害、台風第12号による災害は、激甚災害に指定されていますが、激甚災害の特例措置のうち中小企業信用保険法の措置と雇用保険法の措置について、それらの適用期間を延長するため、政令の一部改正が3月2日に閣議決定され、本日公布・施行されました。

1 政令の概要

激甚災害法による特例措置の適用期限について、次のとおり改正する。

(1) 東日本大震災

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月31日 → 平成25年3月31日

- ・ 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例

平成24年3月10日 → 平成24年9月30日

(2) 新潟・福島豪雨（平成23年7月24日から8月1日までの間の豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月8日 → 平成24年9月30日

(3) 台風第12号（平成23年8月29日から9月7日までの間の暴風雨及び豪雨）による災害

- ・ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

平成24年3月25日 → 平成24年9月30日

2 延長する特例措置の概要

(1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例（激甚災害法第12条）

被災地域内に事業所を有し、かつ激甚災害の被害を受け、事業の再建を図る中小企業者等に対し、中小企業信用保険の保険限度額の別枠化、てん補率の引

き上げ及び保険料率の引き下げを行う。

(2) 雇用保険法による求職者給付の支給に関する特例（激甚災害法第25条）

激甚災害により休業を余儀なくされた事業所に雇用されている労働者に対して、失業しているものとみなして雇用保険の基本手当を支給する。

3 スケジュール

平成24年3月2日（金） 閣 議 決 定

平成24年3月7日（水） 公 布 ・ 施 行

東日本大震災についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令等の一部を改正する政令案新旧対照条文

○ 平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（平成二十三年政令第二百九十九号）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）</p> <p>第一条 次の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（災害関係保証に係る期限の特例）</p> <p>第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。</p>	<p>次の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。</p> <p>（略）</p> <p>（略）</p> <p>（新設）</p>

政令第二百九十九号

平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条 次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激 甚 災 害	適 用 す べ き 措 置
平成二十三年八月二十九日から九月七日までの間の暴風雨及び豪雨による災害	法第三条から第六条まで、第十六条、第十七条、第十九条及び第二十四条に規定する措置並びに三重県熊野市及び南牟婁郡紀宝町、奈良県吉野郡天

備考 上欄の暴風雨とは、平成二十三年台風第十二号によるものをいう。

川村及び十津川村並びに和歌山県田辺市、新宮市、日高郡日高川町並びに東牟婁郡那智勝浦町及び古座川町の区域に係る激甚災害にあつては、法第十二条及び第十三条に規定する措置

(災害関係保証に係る期限の特例)

第二条 前条の激甚災害についての法第十二条第一項の政令で定める日は、激甚^{じん}災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令(昭和三十七年政令第四百三号)第二十四条の規定にかかわらず、平成二十四年九月三十日とする。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一〇月七日政令第三一二号)

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（平成二四年三月七日政令第四一号）

この政令は、公布の日から施行する。